

都市型水害に強く 強靱な千葉県づくり検討会議設置要綱

(設置)

第1条 令和8年千葉連続風水害を踏まえ、強靱な千葉県づくりと都市型水害対策を一体的に推進するため、対策の方向性や具体的な取組について幅広く意見を聴くことを目的として、防災、下水、河川、道路、都市防災及び都市計画の分野の学識を有する者からなる「都市型水害に強く 強靱な千葉県づくり検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

2 検討会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の性質を有しない。

(構成)

第2条 検討会議は、別表1に掲げる者を委員として構成する。

(組織)

第3条 検討会議に座長を置く。

2 座長は、委員のうちから互選する。

3 座長は、検討会議の会議（以下単に「会議」という。）の議事を進行する。

4 検討会議に副座長を置くことができる。

5 副座長は、座長が指名する。

6 副座長は座長を補佐し、座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 会議は、必要に応じ、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 関係機関は、会議に出席し、意見を述べることができる。なお、関係機関は、別表2のとおりとする。

(秘密の保持等)

第5条 委員及び会議の出席者は、有識者会議において知り得た秘密を他人に漏らし
てはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 委員及び会議の出席者は、有識者会議において得られた記録等を他人に閲覧させ、
複写させ、又は譲渡してはならない。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は、防災危機管理部危機管理政策課、県土整備部県土整備
政策課において共同で所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、知事
が定める。

附 則 この要綱は、令和8年10月21日から施行する。

別表1 (第2条)

区分	人数
防災に関する有識者	3名
下水に関する有識者	1名
河川に関する有識者	1名
道路に関する有識者	1名
都市防災に関する有識者	1名
都市計画に関する有識者	1名

別表2 (第4条第3項)

区分
国土交通省千葉国道事務所
銚子地方気象台